

6次産業化についてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

【6次産業化の相談窓口】

＜農畜産物について＞

- 大津・南部農業農村振興事務所農産普及課
電話 077-567-5422
- 甲賀農業農村振興事務所農産普及課
電話 0748-63-6127
- 東近江農業農村振興事務所農産普及課
電話 0748-22-7727
- 東近江農業農村振興事務所農産普及課
西部普及指導担当
電話 0748-46-6504
- 湖東農業農村振興事務所農産普及課
電話 0749-27-2232
- 湖北農業農村振興事務所農産普及課
電話 0749-65-6630
- 高島農業農村振興事務所農産普及課
電話 0740-22-6026

＜水産物について＞

- 農政水産部水産課
電話 077-528-3873

＜林産物について＞

- 琵琶湖環境部森林政策課
電話 077-528-3913

【6次産業化推進機関】

- 農業技術振興センター農業革新支援部
電話 0748-46-4392
- 農政水産部農業経営課地域農業戦略室
電話 077-528-3847

【お問い合わせ時間】

8:30～17:15 月～金（土・日・祝日・お盆・年末年始は除く）
※お越しになる場合、事前にお電話等いただきますようお願いします。

なお、6次産業化事業の計画申請等については、下記へお問い合わせください。

- 近畿農政局 大津地域センター
電話 077-522-4273
- 近畿農政局 東近江地域センター
電話 0748-23-3842
- 近畿農政局 経営・事業支援部事業戦略課
電話 075-414-9024

【お問い合わせ時間】 8:30～17:15 月～金（土・日・祝日・年末年始は除く）

農林漁業者のみなさまへ!!

6次産業化に 取り組んでみませんか

平成26年度(2014年度)



新しい加工品を
作りたい!



1次×2次×3次 6次産業化

直売や通信販売等に
新たに取り組みたいです!

6次産業化とは

○ 6次産業化は、1次産業の農林漁業に加え、2次産業の製造業、3次産業のサービスや販売等の総合的・一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出し、農林漁業者等の所得向上や地域雇用の創出を図る取組です。

【根拠法】

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）（平成23年(2011年)3月1日施行）

滋賀県

I. 6次産業化に取り組むには

○まずは「何をしたいのか」計画をまとめてみましょう!!

- ・ 国の支援を受けたいときは国が定めた「総合化事業計画」を提出し、認定を受けます。総合化事業計画は、農林水産物や副産物の生産と、加工または販売を一体的に行おうとする活動をまとめたものです。
- ・ 計画の作成にあたっては、6次産業化プランナー等の助言が受けられます。

II. 総合化事業計画の認定要件

○認定を受けるには、次の要件①~④の**全て**を満たすことが必要です

① 事業主体

- ・ 農林漁業者（個人・法人）
- ・ 農林漁業者の組織する団体（農協、集落営農組織等）

※ 任意組織も可。

② 事業内容

次のいずれかを行うことが必要です

ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う**新商品の開発**、生産または需要の開拓。

イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う**新たな販売の方式の導入**又は販売の方式の改善

ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

※ 上記ア、イについては、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのないものであること。

③ 経営の改善

次の2つの指標を満たすことが必要です

ア) 対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で**5%以上**増加すること

イ) 事業主体の指標

農林水産物等及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで**向上**し、終了年度は**黒字**となること

④ 計画期間

5年以内(3~5年)が望ましい)



III. 「総合化事業計画」は国が認定します

- 新商品開発、市場評価の実施、販路開拓の実施などへの支援があります。
- 認定を受けると計画の実施に必要な機械・設備等の整備に係る費用の支援等が受けやすくなります。

- ・ 農業改良資金等の制度資金の利用
- ・ 6次産業化ネットワーク活動交付金
- ・ 他産業の事業者と連携し共同出資する会社に対する、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や経営支援

◇注>「総合化事業計画」の認定がされても、直ちに融資等が受けられるとは限りません。

別途、融資、補助事業を受ける場合は審査があります。

IV. 「総合化事業計画」認定までのフロー

○関係機関と情報共有を図り、相談等に対応します。



※近畿農政局各地域センターの窓口申請時期は年3回

○近畿農政局、滋賀県、6次産業化プランナー等

※国における計画認定の時期は、原則各年度年3回(2・5・10月末)ですが、計画の作成・申請時期は、その3ヶ月前(11・2・7月頃)になります。

V. 6次産業化プランナーによるサポート

○農林漁業者の要請に応じ、県から6次産業化プランナーを派遣し、計画作成から、新商品開発や販路拡大への個別相談に対応します。

○6次産業化プランナーは、経営、マーケティング、加工技術、販路開拓、デザイン等の各分野の専門家です。

※詳しくは農業技術振興センターホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nogyo/rokuji/>

